

保険料率の算定について

2年ごとに改定される保険料率は、「秋田県後期高齢者医療広域連合」が決定しています。市町村では、広域連合で決定した保険料率に基づき、保険料の通知や納付書をみなさまに送付しています。

なお、保険料率改定に関する疑問・質問は、広域連合で受け付けています。

【お問い合わせ先】 秋田県後期高齢者医療広域連合 業務課
☎018-853-7155

マイナンバーカードについてのお知らせ



R6.2.29時点 町カード交付率
88.4% (県内1位)

マイナンバーカードを作りたい、どうすればよいかわからない方は、ぜひご連絡ください。

- ・本人確認書類（運転免許証1点 または保険証とマル福、年金手帳、介護保険証、年金証書等の2点）
- ・通知カード（お持ちの方のみ）があれば役場窓口での申請OK！

【顔認証マイナンバーカードについてご案内】

お手持ちのカードを機器または目視による顔認証で暗証番号を必要としない顔認証マイナンバーカードへ変更できます。

暗証番号の設定や管理に不安がある方はご検討ください。まだお持ちでない方もご希望であれば申請時にお申し出ください。

○顔認証マイナンバーカードで利用できるサービス

- ・健康保険証としての利用
- ・マイナンバーカードを利用した転入出
- ・本人確認書類としての利用

×顔認証マイナンバーカードで利用できないサービス

- ・マイナポータル
- ・各種証明書のコンビニ交付
- ・各種オンライン手続き

【健康保険証との一体化について】

2024年12月2日で健康保険証が廃止され、マイナンバーカードへ一体化される予定です。廃止後1年間は併用期間として現在の健康保険証も利用可能かつ、マイナ保険証を持っていない方には資格確認書を発行します。その他詳細が分かり次第、広報・ホームページにてお知らせします。

【電子証明書の更新について】

電子証明書更新の案内（水色の封筒）が届いた方は、窓口で手続きが必要です。

持ち物…マイナンバーカード、届いた封筒（なくてもOK）

※暗証番号の入力が必要ですので、必ず確認してから来庁してください。

※同じ時期にカードを作っても誕生日によって届く時期がひとりひとり異なりますので、カードに記載の有効期限をお確かめください。

◎コンビニ交付でスマホ用電子証明書の利用が可能

スマホ用電子証明書ってなに？

マイナポータルからマイナンバーカードのICチップに搭載されている署名用電子証明書をスマートフォンに登録することで、カードが手元になくとも各種サービスを利用できるものです。

[スマホ用電子証明書搭載サービスについて→](#)



★4月の休日マイナンバーカード手続き窓口

4月14日（日） 9時～12時まで ※予約不要

マイナンバーカードの申請、交付、手続き等についてお気軽にご相談ください。

お問い合わせ先 藤里町町民課 町民福祉係 マイナンバーカード担当 ☎79-2113へ